

「商品の概要」添付資料

一時払変額年金保険（年金原資保証・Ⅱ型）「ステップビジョン」
特別勘定に関するお知らせ

一時払変額年金保険（年金原資保証・Ⅱ型）「ステップビジョン」の特別勘定に関しまして、
下記のとおり変更となりましたので、お知らせいたします。

本資料におきましても、下記のとおりお読み替えください。

記

◆2019年10月 消費税率の引上げに伴う特別勘定の資産運用関連費用の変更について

消費税率の引上げに伴い、2019年10月より特別勘定の資産運用関連費用（信託報酬率）
が下記のとおり変更となりました。

(1) 対象となる特別勘定（P5, P11 参照）

特別勘定	変更前	変更後
グローバルバランス型 (C001H)	年率 0.20358%以内 (税抜き 0.1885%)	年率 0.20735%以内 (税抜き 0.1885%)

(2) 変更日

2019年10月1日

◆2018年5月 特別勘定が主な投資対象とする投資信託のベンチマーク名称の変更について

(1) 対象となる特別勘定

「グローバルバランス型（C001H）」

(2) 対象となる投資信託

「外国債券インデックス・ファンド VA3 <適格機関投資家限定>」

(3) 変更内容（P5, P8 参照。名称のみの変更であり、特別勘定への影響はありません）

変更前	変更後
シティ世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	FTSE 世界国債インデックス (除く日本、円ベース)

(4) 変更日

2018年5月19日

◆2016年5月 特別勘定が主な投資対象とする投資信託の名称の変更について

(1) 対象となる特別勘定

「グローバルバランス型（C001H）」

(2) 変更内容（P5 参照。名称のみの変更であり、特別勘定への影響はありません）

変更前	変更後
ステート・ストリート日本株式 インデックス・ファンド VA2 ＜適格機関投資家限定＞	日本株式インデックス・ファンド VA2 ＜適格機関投資家限定＞
ステート・ストリート外国株式 インデックス・ファンド VA3 ＜適格機関投資家限定＞	外国株式インデックス・ファンド VA3 ＜適格機関投資家限定＞
ステート・ストリート日本債券 インデックス・ファンド VA3 ＜適格機関投資家限定＞	日本債券インデックス・ファンド VA3 ＜適格機関投資家限定＞
ステート・ストリート外国債券 インデックス・ファンド VA3 ＜適格機関投資家限定＞	外国債券インデックス・ファンド VA3 ＜適格機関投資家限定＞
ステート・ストリート短期国債ファンド VA ＜適格機関投資家限定＞	短期国債ファンド VA ＜適格機関投資家限定＞

(3) 変更日

2016 年 5 月 31 日

◆2015 年 3 月 特別勘定が主な投資対象とする投資信託のベンチマーク名称の変更について

(1) 対象となる特別勘定

「グローバルバランス型 (C001H)」

(2) 対象となる投資信託

「ステート・ストリート外国債券インデックス・ファンド VA3 ＜適格機関投資家限定＞」

(3) 変更内容 (P5, P8 参照。名称のみの変更であり、特別勘定への影響はありません)

変更前	変更後
シティグループ世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	シティ世界国債インデックス (除く日本、円ベース)

(4) 変更日

2015 年 3 月 31 日

◆2014 年 4 月 消費税率の引上げに伴う特別勘定の資産運用関連費用の変更について

消費税率の引上げに伴い、2014 年 4 月より特別勘定の資産運用関連費用（信託報酬率）が下記のとおり変更となりました。

(1) 対象となる特別勘定 (P5, P11 参照)

特別勘定	変更前	変更後
グローバルバランス型 (C001H)	年率 0.197925%以内 (税抜き 0.1885%)	年率 0.20358%以内 (税抜き 0.1885%)

(2) 変更日

2014 年 4 月 1 日

以上

一時払変額年金保険(年金原資保証・Ⅱ型)

ステップ ビジョン

STEP VISION

Allianz 
アリアンツ生命保険

■アリアンツ生命保険の取り組み

 アリアンツ生命保険は
(財)東京都公園協会の都立公園
AED設置事業をサポートしています
設置場所などの詳細はホームページで
<http://life.allianz.co.jp/aed>

〈募集代理店〉



三井住友銀行

株式会社三井住友銀行
登録金融機関 関東財務局長(登金)第54号
加入協会 日本証券業協会、(社)金融先物取引業協会

〈引受保険会社〉

アリアンツ生命保険株式会社

〒107-0051
東京都港区元赤坂1丁目6番6号 安全ビル
カスタマーサービスセンター

 **0120-941-863**

月曜～金曜(祝日、年末年始を除く) 9:00～17:00
<http://life.allianz.co.jp>

募集代理店



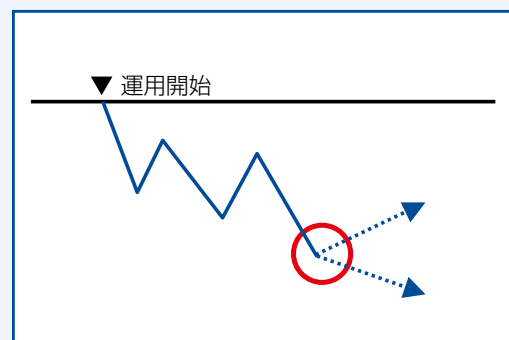
三井住友銀行

引受保険会社

アリアンツ生命保険株式会社

これから 上がっていくのだろうか…

運用実績が悪いと
保有し続けることが不安になりませんか？



point
1

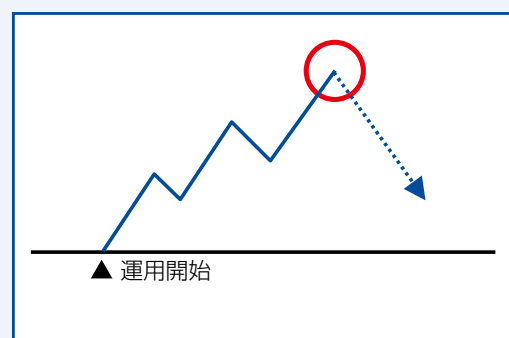
基本保険金額(一時払保険料)が最低保証されます

運用実績にかかわらず、年金原資、死亡給付金は、
基本保険金額(一時払保険料)が最低保証されます。

※解約返戻金には基本保険金額の最低保証はありません。

せっかく今まで 上がっていたのに…

運用実績が好調なときは、
その後「下がってしまうのでは」と
不安になりませんか？



point
2

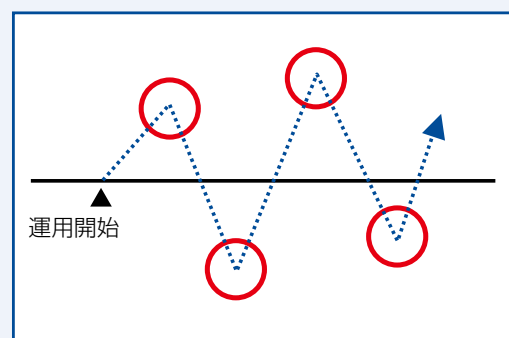
一度上がったステップアップ保証額は下がりません

年金原資、死亡給付金の最低保証額(ステップアップ保証額)は
運用実績に応じて5%刻みで上がり、以後下がることはありません。

※解約返戻金には基本保険金額、ステップアップ保証額の最低保証はありません。

リスクは なるべくおさえたい…

値動きが大きすぎると
不安になりませんか？



point
3

市場の環境に対応する運用を行います

資産の価格変動に応じて資産配分比率を毎週見直し、
安定した運用成果の実現を目指します。

※図は資産運用のイメージです

⚠ 投資リスクについて

- この商品では、お申込みいただいた一時払保険料から契約初期費用を控除した金額を積立金として特別勘定で運用します。特別勘定は、国内外の株式および債券を主な投資対象とする投資信託などに投資することにより運用を行います。

- この商品では、運用実績が直接、死亡給付金額、解約返戻金額および将来の年金額などに反映されることから、投資の対象となる株価や債券価格の下落、為替の変動などにより、解約返戻金額などのお受取りになる金額の合計額が一時払保険料を下回り、損失が生じるおそれがあります。
- これらのリスクは、ご契約者に帰属することになります。

point
1

基本保険金額(一時払保険料)が最低保証されます

運用実績にかかわらず、年金原資、死亡給付金は、
基本保険金額(一時払保険料)が最低保証されます。

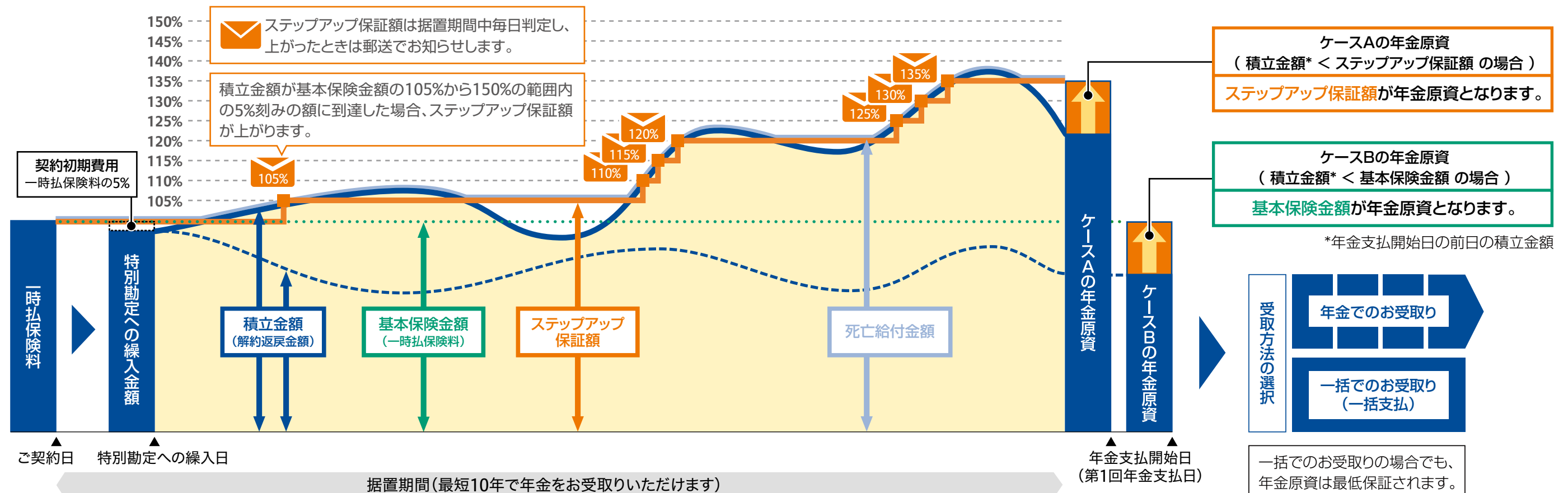
- 年金支払開始日の前日の積立金額が基本保険金額を下回っていた場合でも、年金原資は基本保険金額(一時払保険料)が最低保証されます。
 - 被保険者がお亡くなりになった日の積立金額が基本保険金額を下回っていた場合でも、死亡給付金は基本保険金額(一時払保険料)が最低保証されます。
- ※解約返戻金には基本保険金額の最低保証はありません。

point
2

一度上がったステップアップ保証額は下がりません

年金原資、死亡給付金の最低保証額(ステップアップ保証額)は
運用実績に応じて5%刻みで上がり、以後下がることはありません。

- 積立金額が基本保険金額の105%から150%の範囲内の5%刻みの額に到達した場合、年金原資、死亡給付金の最低保証額(ステップアップ保証額)が上がります。
 - ステップアップ保証額は据置期間中毎日判定します。
 - 一度上がったステップアップ保証額は、以後下がることはありません。
- ※解約返戻金には基本保険金額、ステップアップ保証額の最低保証はありません。



※特別勘定への繰入日はつぎのいずれか遅い日となります。
(1)アリアンツ生命がご契約のお申込みを承諾した日の翌営業日の翌日
(2)ご契約日からその日を含めて8日目(その日が営業日でないときは翌営業日)の翌日

point
3

市場の環境に対応する運用を行います

資産の価格変動に応じて資産配分比率を毎週見直し、
安定した運用成果の実現を目指します。

- お支払いいただいた一時払保険料から契約初期費用を控除した金額を積立金として特別勘定で運用します。
 - 特別勘定は、収益の獲得を目的とする「収益期待資産」と、資産の減少リスクの回避を目的とする「リスク回避資産」で構成され、これらの資産の配分比率が毎週自動的に見直されます。
- ※詳しくは5、6ページをご覧ください。

※年金支払開始日の前日に積立金額がステップアップ保証額を上回っていた場合、年金支払開始日の前日の積立金額が年金原資となります。

※図はイメージであり、ご契約の一部解約などがなかった場合のものです。また、将来の積立金額、死亡給付金額、年金原資などを保証するものではありません。

※図の「ステップアップ保証額」、「死亡給付金額」は、ケースAを示しています。



- この商品は特別勘定の運用実績にもとづいて死亡給付金額、積立金額および将来の年金額などが変動します。
- ご契約の期間中は「契約初期費用」、「保険契約関連費用」、「資産運用関連費用」、「年金管理費」がかかります。(詳しくは11ページをご覧ください)

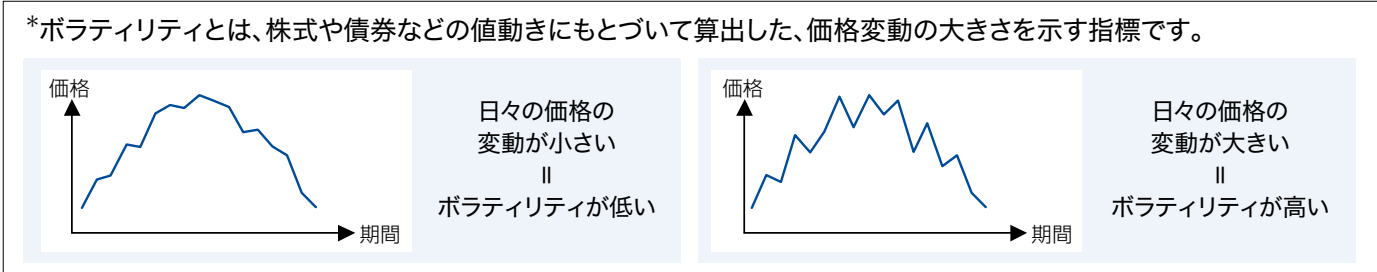
特別勘定

資産の価格変動に応じて、「収益期待資産」と「リスク回避資産」の配分比率が毎週見直されます。

■ 特別勘定

特別勘定名	特別勘定の運用方針	資産運用関連費用 (信託報酬率)
グローバル バランス型 (C001H)	主として国内外の株式および債券ならびに円建の短期金融資産を投資対象とする投資信託証券への分散投資を行い、リスクを軽減しつつ、安定した運用成果の確保および中長期的な特別勘定資産の成長を目指して運用を行います。運用にあたっては、主として実質的に国内外の株式および債券に投資する部分(収益期待資産)と、主として実質的に円建の短期金融資産に投資する部分(リスク回避資産)の配分比率を定期的に見直すことにより、特別勘定資産のボラティリティ*を4%(年率)に保つことを目標とします。	年率 0.197925% 以内 (税抜き0.1885%)

※資産運用関連費用(信託報酬率)は、収益期待資産とリスク回避資産の配分比率の変動などにより増減します。記載の数値は、収益期待資産の配分比率を100%として、収益期待資産の組入比率で主な投資対象とする各投資信託に投資した場合のものです。リスク回避資産の配分比率を100%とした場合は、年率0.063%(税抜き0.06%)となります。



■ グローバルバランス型(C001H) が主な投資対象とする投資信託

	資産種類	組入比率	主な投資対象とする投資信託	ベンチマーク
収益 期待 資産	日本株式	5%	ステート・ストリート日本株式インデックス・ファンドVA2 ＜適格機関投資家限定＞	TOPIX (東証株価指数、配当込み)
	外国株式 (為替ヘッジあり)	30%	ステート・ストリート外国株式インデックス・ファンドVA3 ＜適格機関投資家限定＞	MSCIコクサイ・インデックス (円ヘッジベース)
	日本債券	15%	ステート・ストリート日本債券インデックス・ファンドVA3 ＜適格機関投資家限定＞	NOMURA-BPI総合指数
	外国債券 (為替ヘッジなし)	50%	ステート・ストリート外国債券インデックス・ファンドVA3 ＜適格機関投資家限定＞	シティグループ世界国債インデックス (除く日本、円ベース)
リスク 回避 資産	短期 金融資産	—	ステート・ストリート短期国債ファンドVA ＜適格機関投資家限定＞	設定されていません ※実質的に満期1年以内の 日本国債を主要投資対象とします。

投資信託の運用会社:ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社は、1998年10月1日に業務を開始、投資信託・投資顧問業務を幅広く展開しています。母体であるステート・ストリート銀行は、1792年に米国ボストンに設立された歴史と伝統を有する金融機関であり、卓越した財務内容と高い信用力を有しています。最先端テクノロジーと高度な運用技術を駆使したクオンツ運用に定評があり、特にインデックス運用では世界有数の資産運用会社として評価されています。

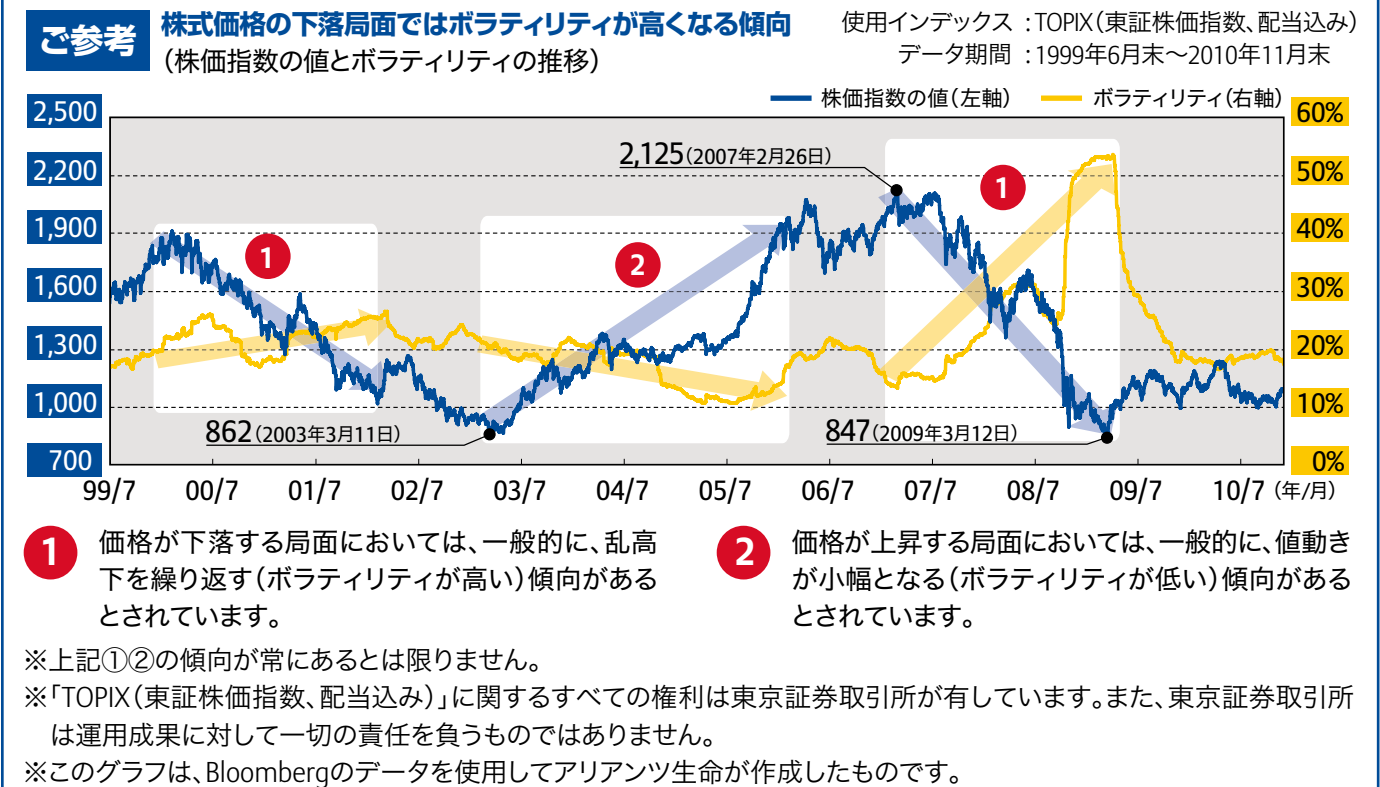
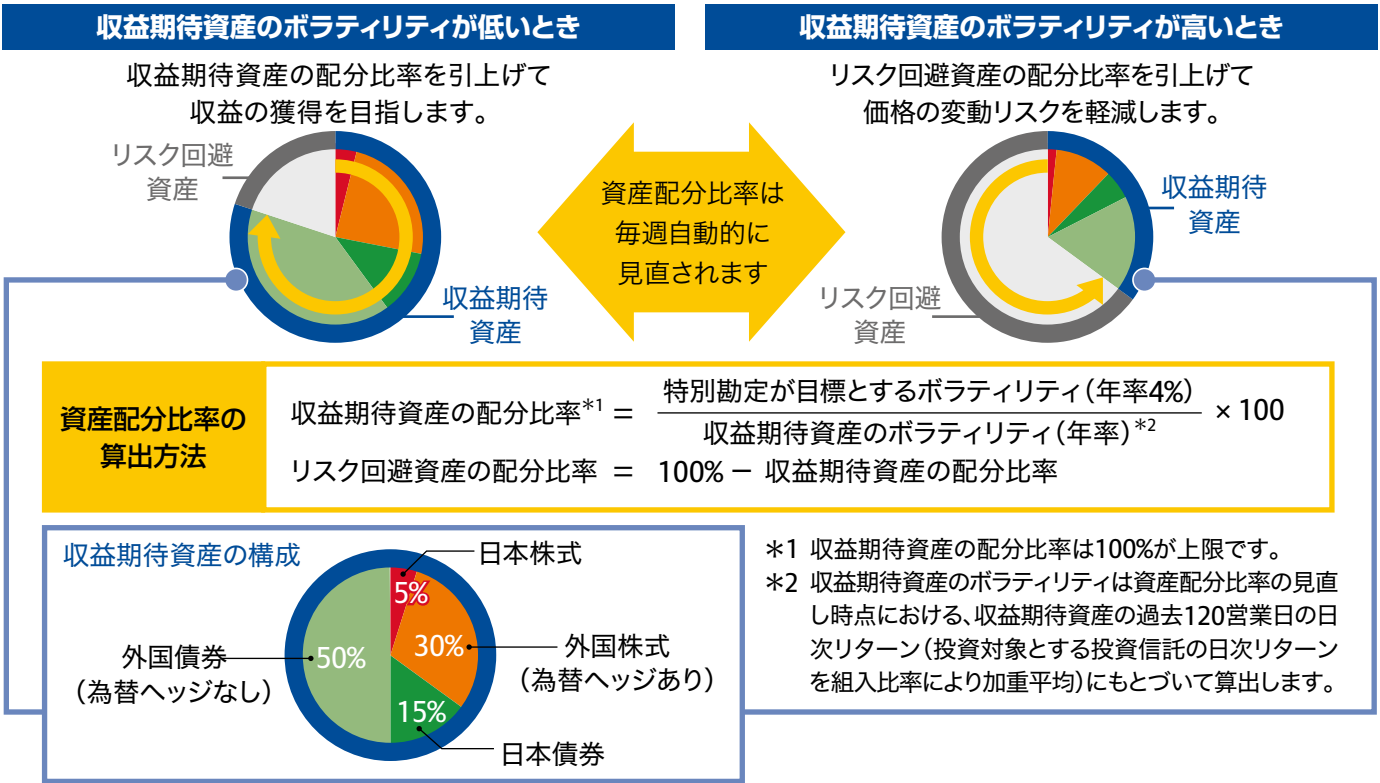
-
- 資産運用関連費用として、信託報酬のほかに、監査報酬、信託事務の諸費用、信託財産留保額、有価証券の売買委託手数料および消費税などの税金などがかかる場合がありますが、費用の発生前に金額や計算方法を確定することが困難なため表示することができません。また、これらの費用は特別勘定がその保有資産から負担するため、特別勘定のユニット価格に反映することになります。したがって、お客さまはこれらの費用を間接的に負担することになります。
 - 金融市場環境などの変化に応じて、組入比率の見直しを行う場合があります。
 - 一時払変額年金保険(年金原資保証・Ⅱ型)では、特別勘定をグループ化し、特別勘定群として設定しています。
 - 「ステップビジョン」に設定されている特別勘定群を「特別勘定群03型」といい、グローバルバランス型(C001H)で構成されています。

■ グローバルバランス型(C001H)のしくみ

グローバルバランス型(C001H)は、収益の獲得を目的とする「収益期待資産」と、資産の減少リスクの回避を目的とする「リスク回避資産」で構成されます。これらの資産の配分比率は、収益期待資産のボラティリティに応じて毎週自動的に見直されます。

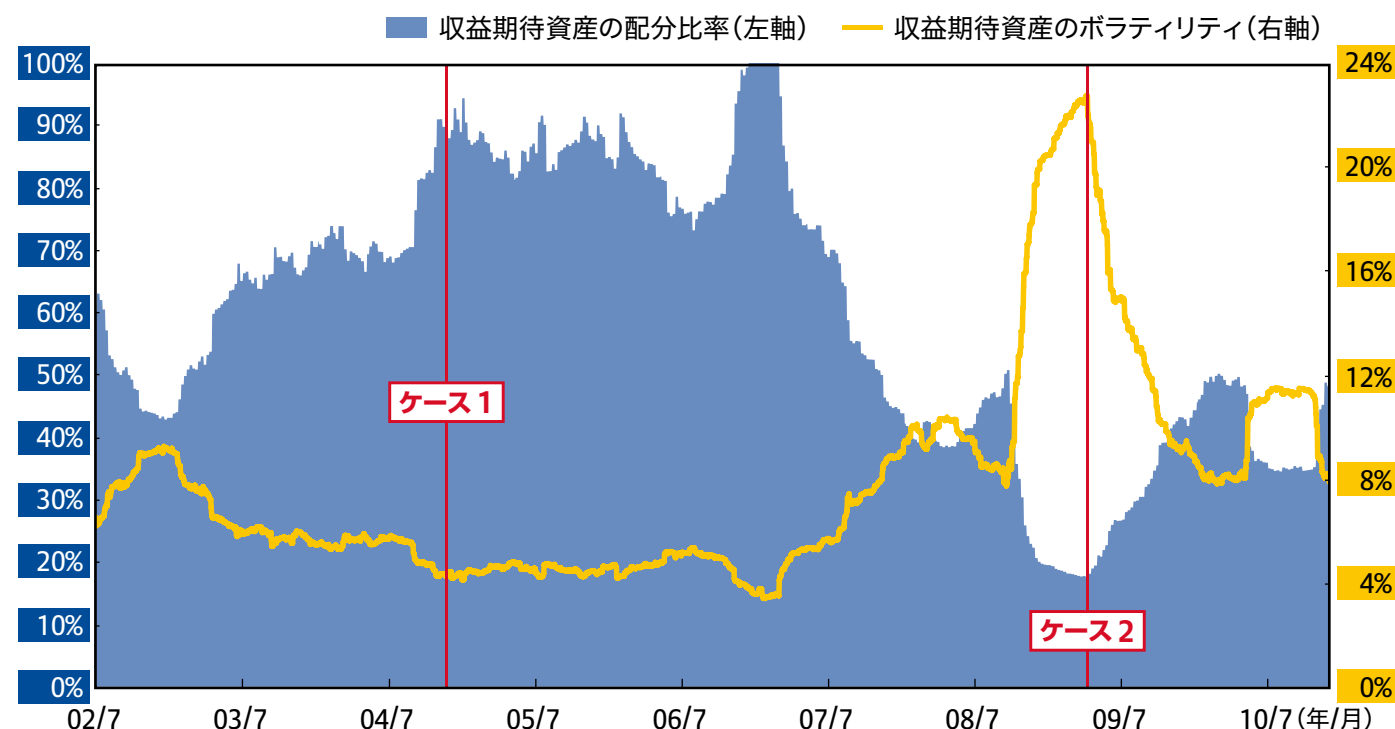
グローバルバランス型(C001H)のメリット・デメリット

【メリット】過去の統計によれば、価格が下落する局面においてはボラティリティが高くなる傾向がありますが、この場合にはリスク回避資産の配分比率を引上げて、資産が大幅に減少するリスクを軽減します。
【デメリット】一方で、価格が上昇する局面でボラティリティが高くなった場合でも、リスク回避資産の配分比率を引上げるため、収益獲得の機会を逃す可能性があります。



1 収益期待資産のボラティリティ・資産配分比率の推移シミュレーション

データ期間：2002年6月末～2010年11月末

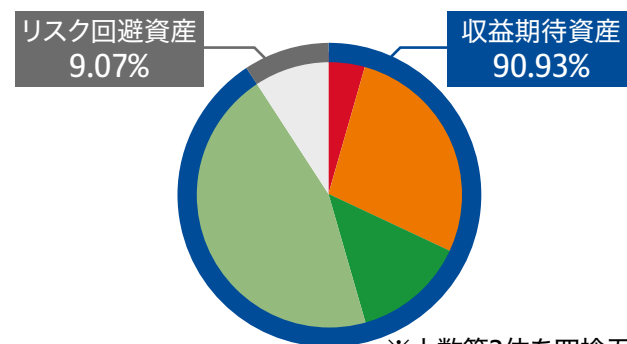


ケース1 収益期待資産のボラティリティが低い場合は、収益期待資産の配分比率が高くなります。

ケース2 収益期待資産のボラティリティが高い場合は、収益期待資産の配分比率が低くなります。

ケース1 2004年11月18日の資産配分比率

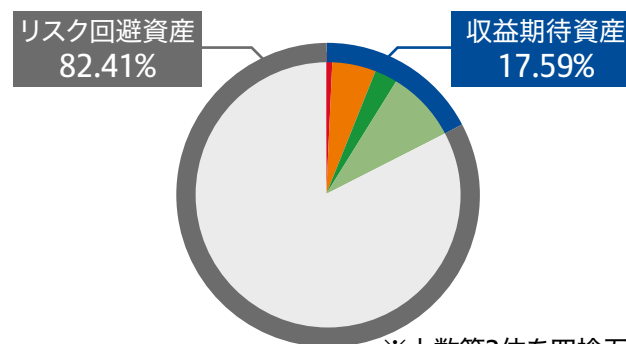
特別勘定が目標とするボラティリティ：4.00%
収益期待資産のボラティリティ：4.40%



※小数第3位を四捨五入

ケース2 2009年4月2日の資産配分比率

特別勘定が目標とするボラティリティ：4.00%
収益期待資産のボラティリティ：22.74%



※小数第3位を四捨五入

※①②のシミュレーションは、過去において各指数（インデックス）と同じ運用成果を実現したと仮定した場合のものであり、実際の運用による結果ではありません。また、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

※①のシミュレーションでは、過去120営業日の日次リターンにより算出された収益期待資産のボラティリティにもとづき、収益期待資産およびリスク回避資産の配分比率を毎週見直したものととして算出しています。

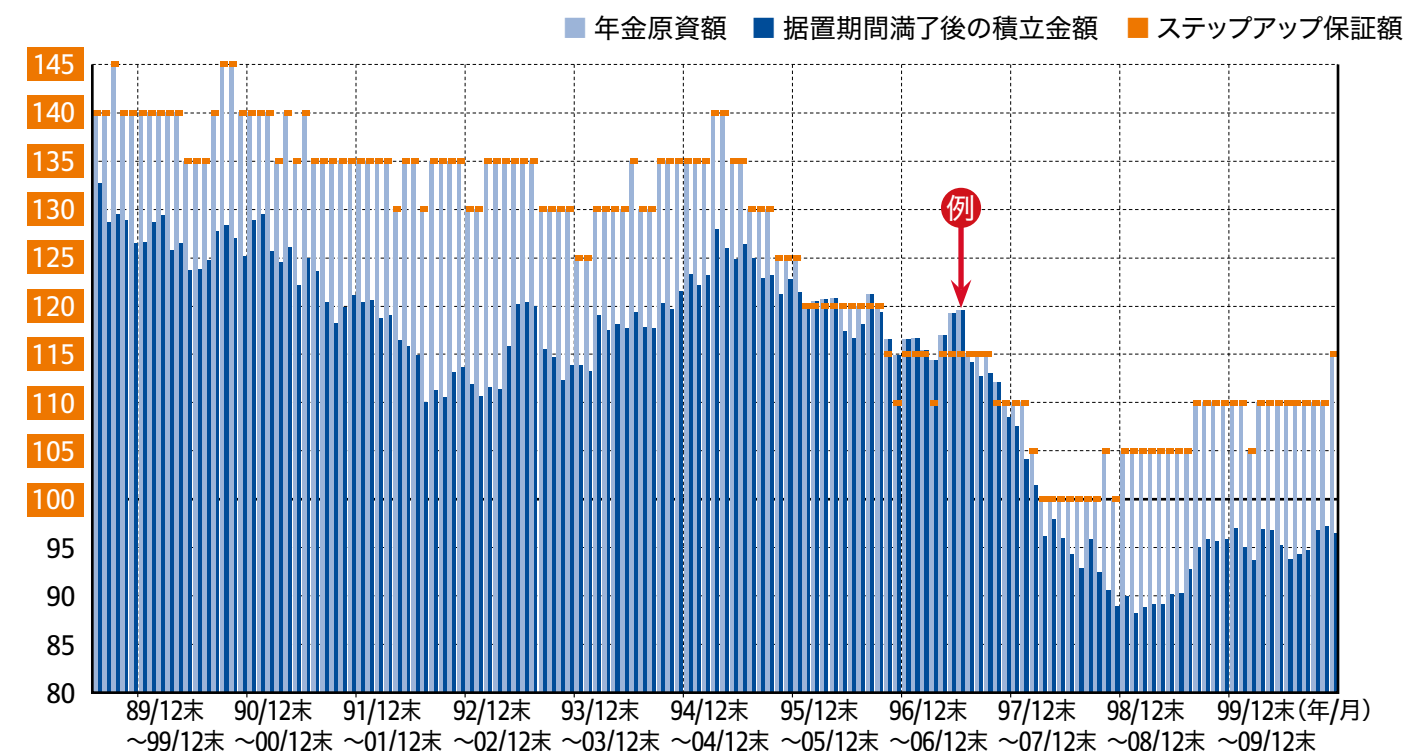
※②のシミュレーションでは、据置期間の初日から運用を開始したものととしています。

※②のシミュレーションで使用している各指数（インデックス）は各月末の数値のため、月中の推移を反映していません。また、実際の運用手法とは異なり、過去6か月間の月次リターンにより算出された収益期待資産のボラティリティにもとづき、収益期待資産およびリスク回避資産の配分比率を毎月末に見直したものととして算出しています。

2 年金原資額のシミュレーション（費用控除後）

一時払保険料を100として10年間運用した場合

データ期間：1989年7月末～2010年11月末



ステップアップ保証額	ステップアップ保証額に到達した期間	ステップアップ保証額に到達した割合
145	3期間 / 137期間中	2%
140	21期間 / 137期間中	15%
135	56期間 / 137期間中	41%
130	73期間 / 137期間中	53%
125	78期間 / 137期間中	57%
120	87期間 / 137期間中	64%
115	98期間 / 137期間中	72%
110	118期間 / 137期間中	86%
105	129期間 / 137期間中	94%

※小数第1位を四捨五入

例 据置期間満了時の積立金額がステップアップ保証額を上回った場合（1997年6月末に100投資した場合）

据置期間中のステップアップ保証額（■）は115ですが、据置期間満了時の積立金額（■）が119.6となっているため、年金原資額（■）は119.6となります。

<使用インデックス>

【日本株式】TOPIX（東証株価指数、配当込み）：東京証券取引所（Bloombergのデータを使用）【外国株式（為替ヘッジあり）】MSCIコクサイ・インデックス（円ヘッジベース）：MSCI Inc.【日本債券】NOMURA-BPI総合指数：野村證券株式会社【外国債券（為替ヘッジなし）】シティグループ世界国債インデックス（除く日本、円ベース）：シティグループ・グローバル・マーケット・インク【短期金融資産】1992年8月以前は無担保コール翌日物月平均レート（日本銀行のデータを使用）を、1992年9月以降はジェネリック日本国庫短期証券3か月の利回りデータ（Bloombergのデータを使用）をもとに算出した指数【グローバルバランス型（C001H）の収益期待資産】日本株式は5%、外国株式（為替ヘッジあり）は30%、日本債券は15%、外国債券（為替ヘッジなし）は50%の比率で保有した前提で、各資産種類の収益率から算出した指数

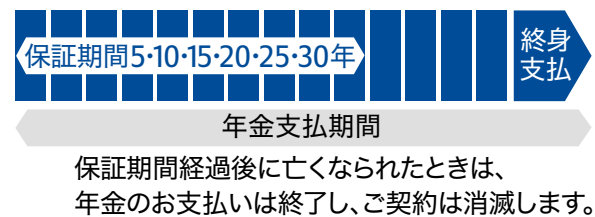
各指数（インデックス）に関するすべての権利は各公表会社が有しています。また、各公表会社は運用成果に対して一切の責任を負うものではありません。

年金のお受取り

お受取りになる年金の種類をお選びいただけます。
また、年金でのお受取りにかえて、一括でお受取りいただくこともできます。

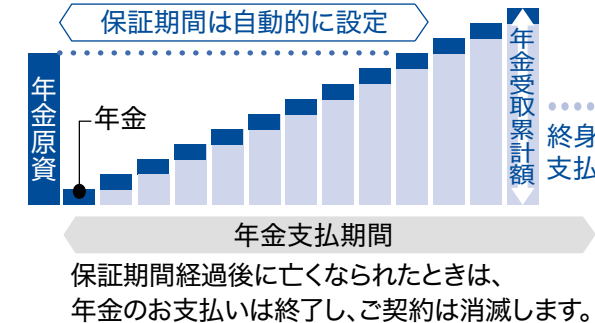
■ 保証期間付終身年金

- 被保険者が生存している限り、年金をお支払いします。
- 保証期間は、5・10・15・20・25・30年の中からお選びいただけます。
- 被保険者が亡くなられた場合、残りの保証期間の年金現価を死亡一時金として年金受取人*にお支払いします。



■ 保証期間付終身年金(年金総額保証型)

- 被保険者が生存している限り、年金をお支払いします。
- 保証期間は、年金支払開始日において、その期間に対応する年金額の合計額が年金原資に到達する最短の期間に自動的に設定されます。
- 被保険者が亡くなられた場合でも、死亡一時金はなく、残りの保証期間中、年金受取人*に引続き年金をお支払いします。



■ 確定年金

- あらかじめ定めた期間、年金をお支払いします。
- 年金支払期間は、5・10・15・20・25・30・35・40年の中からお選びいただけます。
- 被保険者が亡くなられた場合、残りの年金支払期間の年金現価を死亡一時金として年金受取人*にお支払いします。



■ 一括支払

- 年金受取にかえて、残りの保証期間または年金支払期間の年金現価をお受取りいただけます。

一括支払

*年金受取人が被保険者の場合、後継年金受取人(年金受取人の権利および義務のすべてを承継します)にお支払いします。

- 年金支払開始日以後に年金受取人がお亡くなりになった場合に新たな年金受取人になる後継年金受取人をあらかじめ指定することができます。
- 死亡一時金にかえて、保証期間または年金支払期間満了時まで引続き年金をお受取りいただくこともできます。

- 保証期間満了時および年金支払期間満了時における被保険者の年齢は110歳以下であることが必要です。
- 年金額が10万円に満たない場合は、年金のお支払いを行わず、年金原資をご契約者に一括でお支払いし、ご契約は消滅します。
- 年金額が3,000万円をこえる場合は、年金額は3,000万円とし、これをこえる部分については年金のお支払いを行わず、そのこえる部分に対応する年金原資相当額を、第1回の年金とともに年金受取人にお支払いします。

年金支払に関する諸変更

- ご契約者のお申出により、年金支払開始日前に限り、所定の範囲内で、年金の種類(型)、保証期間または年金支払期間を変更することができます。ただし、保証期間付終身年金(年金総額保証型)の場合には、保証期間の変更はお取り扱いしません。

- 年金額は、ご契約時に定まるものではありません。将来お受取りになる年金額は、年金原資にもとづき、年金支払開始時点の基礎率など(予定利率、予定死亡率など)により計算されます。

死亡保障

運用実績にかかわらず、死亡給付金は、基本保険金額(一時払保険料)が最低保証されます。

■ 死亡給付金(据置期間中の死亡保障)

お支払事由	お支払額	受取人
被保険者が、 年金支払開始日前に亡くなられたとき	被保険者の亡くなられた日におけるつぎの額のうち、いずれか大きい額 (1) 積立金額 (2) 基本保険金額 (3) ステップアップ保証額	死亡給付金受取人

- 責任開始日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺によるときや、死亡給付金受取人・ご契約者の故意による被保険者の死亡のときなど、死亡給付金をお支払いできない場合があります。

■ 遺族年金支払特約

- この特約を付加することにより、死亡給付金を一時金にかえて年金でお受取りいただくことができます。
- この特約をご契約者が付加した場合は死亡給付金のお支払事由が発生した時に、死亡給付金受取人のお申出によってこの特約を付加した場合は付加した時に、死亡給付金を充当し、年金基金を設定します。
- 年金の種類は、確定年金のみとなります。
- 年金支払期間は、この特約を付加した時に5・10・15・20・25・30・35・40年の中からお選びいただけます。
- 第1回の年金支払日(年金支払開始日)は、年金基金設定日の翌年の応当日とします。
- 年金受取人からのお申出により、年金でのお支払いにかえて、一括でお支払いすることもできます。この場合、この特約は消滅します。ただし、年金受取人が複数の場合は、一括支払を行った年金受取人について消滅します。

年金支払期間5・10・15・20・25・30・35・40年

- 死亡給付金をお支払いした後は、この特約を付加することはできません。
- 年金額は、ご契約時に定まるものではありません。年金額は、年金基金にもとづき、年金基金設定日時点の基礎率など(予定利率など)により計算されます。
- 年金額が10万円に満たない場合は、年金のお支払いを行わず、年金基金設定日における年金基金の価額を一括でお支払いします。年金受取人が複数の場合は、受取人ごとに判定します。

解約・一部解約

- 据置期間中にご契約を解約された場合、解約返戻金が支払われます。
- ご契約の解約日・一部解約日は、必要書類をアリアンツ生命が受付けた日の翌営業日の翌日*となります。
*必要書類に不備がある場合は必要書類が完備した日の翌営業日の翌日となります。
- 解約返戻金額は、解約の場合は解約日の前日の積立金額、一部解約の場合は一部解約請求額となります。解約日が一時払保険料から契約初期費用を控除した金額を特別勘定へ繰入れる日以前となる場合は、解約日の前日の基本保険金額に相当する金額となります。
- ご契約の一部解約が行われた場合、基本保険金額およびステップアップ保証額は、一部解約日の前日の積立金額に対する一部解約請求額の割合に応じて減額されます。

- 一部解約後の基本保険金額が50万円を下回る場合または一部解約後の積立金額が30万円を下回る場合には、ご契約の一部解約はお取り扱いできません。
- 解約返戻金には基本保険金額、ステップアップ保証額の最低保証はありません。
- 積立金額が基本保険金額を下回っているときに一部解約された場合、解約返戻金額と年金支払開始日時点の年金原資の合計額が、一時払保険料を下回ることがあります。
- ご契約を解約された場合、解約日からその保険の持つ効力はすべて失われます。

諸費用

- この商品にかかる費用の合計額は、下記「契約初期費用」「保険契約関連費用」「資産運用関連費用」「年金管理費」の合計額となります。

■ ご契約時にかかる費用

項目	費用	ご負担いただく時期
契約初期費用 ご契約の締結などにかかる費用	一時払保険料に対して 5%	特別勘定への繰入時に一時払保険料から控除します。

■ 据置期間中にかかる費用

項目	費用	ご負担いただく時期
保険契約関連費用 ご契約の維持・管理、年金原資および死亡給付金を最低保証するための費用	特別勘定の資産総額に対して 年率 2.65%	毎日、左記の年率の1/365を特別勘定の資産から控除します。
資産運用関連費用(信託報酬率) 特別勘定の運用にかかる費用で、特別勘定において主な投資対象とする投資信託の信託報酬などが含まれます。	特別勘定において主な投資対象とする投資信託の信託報酬に対して 年率 0.197925% 以内 (税抜き0.1885%)	毎日、左記の年率の日割額を信託財産から控除します。

※資産運用関連費用(信託報酬率)は、収益期待資産とリスク回避資産の配分比率の変動などにより増減します。記載の数値は、収益期待資産の配分比率を100%として、収益期待資産の組入比率で主な投資対象とする各投資信託に投資した場合のものです。リスク回避資産の配分比率を100%とした場合は、年率0.063%(税抜き0.06%)となります。

- 資産運用関連費用として、信託報酬のほかに、監査報酬、信託事務の諸費用、信託財産留保額、有価証券の売買委託手数料および消費税などの税金などがかかる場合がありますが、費用の発生前に金額や計算方法を確定することが困難なため表示することができません。また、これらの費用は特別勘定がその保有資産から負担するため、特別勘定のユニット価格に反映することになります。したがって、お客さまはこれらの費用を間接的に負担することになります。
- 資産運用関連費用は、運用手法の変更、運用資産額の変動などの理由により将来変更されることがあります。

■ 年金支払期間中にかかる費用

項目	費用	ご負担いただく時期
年金管理費 年金支払いの管理にかかる費用	支払年金額に対して 1%	年金支払開始日以後、年金支払日に責任準備金から控除します。

■ 遺族年金支払特約による年金のお支払いを行う場合にかかる費用

項目	費用	ご負担いただく時期
年金管理費 年金支払いの管理にかかる費用	支払年金額に対して 1%	遺族年金支払特約の年金支払開始日以後、年金支払日に責任準備金から控除します。

- 年金管理費は、将来変更されることがあります。

税務

■ 生命保険料控除

- お払込みいただいた保険料は、一般の生命保険料控除の対象となり、1年間の払込保険料に応じた一定の金額がその年の所得から控除されます。

- 年金受取人および死亡給付金受取人がご契約者(保険料負担者)ご本人、配偶者またはその他の親族(6親等以内の血族および3親等以内の姻族)である場合に適用されます。
- 個人年金保険としては控除の対象とはなりません。また、この商品の保険料払込方法は一時払のため、お払込みいただいた年のみ一般の生命保険料控除の対象となります。

■ 解約返戻金の差益にかかる税金

年金の種類(型)	税の種類	
	ご契約後5年以内に解約	ご契約後5年をこえて解約
保証期間付終身年金	所得税(一時所得)+住民税	
保証期間付終身年金(年金総額保証型)		
確定年金	20%源泉分離課税	所得税(一時所得)+住民税

■ 死亡給付金にかかる税金

ご契約内容	ご契約例			税の種類
	ご契約者	被保険者	死亡給付金受取人	
ご契約者と被保険者が同一人の場合	本人	本人	配偶者または子	相続税
死亡給付金受取人がご契約者本人の場合	本人	配偶者または子	本人	所得税(一時所得)+住民税
ご契約者、被保険者、死亡給付金受取人がそれぞれ異なる場合	本人	配偶者	子	贈与税
		子	配偶者	

■ 年金にかかる税金

ご契約内容	ご契約例			税の種類
	ご契約者	被保険者	年金受取人	
年金受取人がご契約者本人の場合	本人	本人または配偶者	本人	所得税(雑所得)+住民税
年金受取人がご契約者以外の場合	本人	配偶者	配偶者	【年金支払開始時】贈与税 【年金受取時】所得税(雑所得)+住民税

一時所得について

- ・他の一時所得と合算して年間50万円の特別控除があります。特別控除の50万円をこえる部分についてはその2分の1の金額を他の所得と合算して総合課税されます。

$$\text{一時所得の課税対象金額} = \{ \text{収入(受取金額)} - \text{必要経費相当額} \} - \text{特別控除(50万円)} \times 1/2$$

*収入(受取金額)を得るために支出した金額

年金受取時の雑所得について

- ・雑所得の場合、下記の方法で計算された雑所得金額が、他の所得と合算して総合課税されます。

$$\text{雑所得の金額(公的年金などを除く)} = \text{年金額} - \text{必要経費}$$

- ・相続・贈与後の年金受取の場合は、各年の年金収入金額を所得税の課税部分と非課税部分に振分け、課税部分の所得金額(課税部分の年金収入金額-課税部分の支払保険料)にのみ所得税が課税されます。

- 上記の税務にかかわる説明は、平成23年2月現在の内容で、将来変更されることがあります。なお、個別のお取扱いについては、所轄の税務署にご確認ください。

ご契約のお取扱い

契約年齢 (被保険者の年齢)	0歳～75歳(満年齢)
一時払保険料 (基本保険金額)	500万円～5億円(1万円単位) ※被保険者単位で通算します。同一被保険者で、アリアンツ生命の定める保険契約を複数ご契約の場合、それぞれの基本保険金額を通算して5億円をこえることはできません。
保険料払込方法	一時払のみ
据置期間	10年～90年(1年単位) ※年金支払開始時の被保険者の年齢が90歳をこえることはできません。 ※据置期間の変更はできません。
年金支払開始年齢	【保証期間付終身年金】50歳～90歳 【保証期間付終身年金(年金総額保証型)】50歳～90歳 【確定年金】10歳～90歳
付加できる特約	遺族年金支払特約
基本保険金額の増額	お取扱いしません。
クーリング・オフ	お申込者またはご契約者は、ご契約のお申込日からその日を含めて8日以内(消印有効)であれば、書面によりお申込みの撤回またはご契約の解除ができます。

アフターサービス

郵送による
情報提供・サービス



ご契約状況のお知らせ

四半期ごとに、保障内容、特別勘定の積立金残高、解約返戻金額などについてご契約者にお知らせします。

特別勘定決算のお知らせ

毎年の決算後に、決算の概況などをご契約者にお知らせします。

特別勘定運用報告書

四半期ごとに、特別勘定の運用実績、資産内容などの現況などについてご契約者にお知らせします。

ステップアップ保証額設定のお知らせ

新たなステップアップ保証額が設定された際に、ご契約者にお知らせします。

ホームページによる
情報提供・サービス



アリアンツ生命
ホームページ

<http://life.allianz.co.jp>

● ユニット価格の照会 ● 特別勘定運用報告書 ● 資産配分比率の照会
● 商品のご案内 ● 最新の会社情報 など

電話による
情報提供・サービス



アリアンツ生命
カスタマーサービスセンター

0120-941-863

受付時間:月曜～金曜(祝日、年末年始を除く) 9:00～17:00

● 積立金額の照会 ● ご契約内容の照会 ● 各種手続きのご案内
● 各請求書類のお取寄せ など

ご検討・お申込みに際しましては、
「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」、
「ご契約のしおり・約款」、「特別勘定のしおり」などをご覧ください。

「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」、
「ご契約のしおり・約款」は、ご契約にともなう大切な
ことから、必要な保険知識などについて、また「特別
勘定のしおり」は、特別勘定の運用方針・投資対象な
どについて記載しています。必ずご一読のうえ、大切
に保管してください。

「ご契約のしおり・約款」記載事項の例

- クーリング・オフ(お申込みの撤回またはご契約の解除)について
- 死亡給付金をお支払いできない場合について
- この商品にかかる諸費用について
- 保障の責任開始期について
- 特別勘定および資産運用について
- ご契約の解約および一部解約について

■ 生命保険契約者保護機構について

アリアンツ生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社
が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。
この場合にも、ご契約時の基本保険金額、年金額、死亡給付金額などが削減されることがあります。詳細については、
生命保険契約者保護機構までお問合せください。

生命保険契約者保護機構
電話 03-3286-2820 月曜～金曜(祝日、年末年始を除く) 9:00～12:00、13:00～17:00
ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

■ 生命保険募集人について

募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客さまとアリアンツ生命との保険契約締結の「媒介」を行う方で、保険契
約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申込みに対してアリアンツ生命が
承諾したときに有効に成立します。
変額個人年金保険は、(社)生命保険協会が実施する「変額保険販売資格試験」に合格し、(社)生命保険協会に登録
された者のみが募集を行うことができます。ご契約に際しては必ず変額保険販売資格を持つ生命保険募集人にご相談
ください。お客さまが生命保険募集人の登録状況・権限などおよび変額保険販売資格に関して確認をご希望の場合には、
下記までお問合せください。

アリアンツ生命 カスタマーサービスセンター 0120-941-863
受付時間:月曜～金曜(祝日、年末年始を除く) 9:00～17:00

■ 募集代理店からのお知らせ

この商品は、アリアンツ生命を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、元本保証はありません。
また、預金保険制度の対象ではありません。
保険契約に加入いただくか否かが、募集代理店における他の取引に影響をおよぼすことはありません。